

# 健康増進・啓発普及支援事業の概要

## 1 事業の内容

本事業は、京都府民の健康増進及び医学・医療に関する知識の啓発普及を目的として、京都府立医科大学や医学関係の団体など医学・医療の関係団体（以下「関係団体等」という。）が開催する講演会、研究会等や医学・医療の啓発、普及や情報提供の取組に対して、関係団体等からの支援要請により当法人が共同開催や後援、協力などで支援を行う。また、関係団体等と協議の上、開催経費や医学・医療の啓発、普及に係る経費の一部（看板代、チラシの印刷費や送付費など）を助成する。

## 2 支援対象事業

- ① 京都府民を対象とした関係団体等が開催する講演会、研究会、講習会等
- ② 京都府民に対する医学・医療の啓発普及及び情報提供事業

## 3 支援事業の申請

事業実施の一箇月前までに申請書を提出

**健康増進・啓発普及支援事業申請書（第1号様式） PDF**

## 4 選考方法及び結果の通知

予算の範囲内で支援内容を決定し、申請者に承認通知

## 5 支援の内容

- ① 共催又は後援などによる支援
- ② 関係者への案内チラシの送付
- ③ 当法人のホームページへの掲載
- ④ 開催経費や医学・医療の啓発、普及に係る経費の一部を助成（主催者と協議の上、決定）

## 6 完了報告

事業完了後は速やかに健康増進・啓発普及支援事業実績報告書を当法人に提出

## 7 情報公開

事業の実施状況は、当法人のホームページ事業・財務の「事業報告書」で公表（個人情報を除く。）

(参考)

**【申請書類等】**

- ① 健康増進・啓発普及支援事業申請書（第1号様式）
- ② 健康増進・啓発普及支援事業承認書（第2号様式）
- ③ 健康増進・啓発普及支援事業実績報告書（第3号様式）

**【助成の手続き等】**

- (1) 健康増進・啓発普及支援事業申請書（第1号様式）の提出、受理
- (2) 予算の範囲内で支援の内容(経費負担を含む)を決定し、健康増進・啓発普及支援事業承認書（第2号様式）により申請者に通知
- (3) 承認を受けた申請者は、事業完了後健康増進・啓発普及支援事業実績報告書（第3号様式）により報告

なお、当法人が経費の一部を支援する場合は、当法人あての請求書を添付（業者への支払いは、当法人が行う。）